

令和6年度 二本松市会計年度任用職員募集案内

受付期間 令和6年6月3日（月）～6月14日（金）

1 任用職種、任用予定人員、勤務形態及び主な職務内容等

任用職種	任用予定人数	勤務形態(※)	主な職務内容(※)
一般事務補助	1人	週31時間 (パートタイム) 【週4日勤務】	大平住民センター（大平公民館）において、一般行政事務に従事します。 ・住民センター利用受付事務（予約受付など） ・住民票発行、印鑑証明発行、税証明などの発行業務 ・各種講座の運営、地区団体の指導、地区広報紙の作成等 ・ワード、エクセルによる文書作成など

(※)勤務場所 大平住民センター（大平公民館）（二本松市太子堂282番地）

(※)イベント・行事等により及び土・日曜日、祝日に勤務が生じることがあります。

2 受験資格

任用職種	受験資格
一般事務補助	次のすべての要件を満たす者 (1)普通自動車免許を有する者 (2)パソコンの基本操作ができる者 (年齢及び学歴は問いません。)

● なお、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二本松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用予定期間

● 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで（9ヶ月間）

※勤務成績が良好な場合に限り、令和7年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、組織及び予算編成の都合により職が廃止になるときは、再度の任用はありません。

4 試験の日時、試験場及び合格者発表

区分	日時・試験場	合格発表(※)
第1次選考	書類選考 ※応募書類による選考（試験場への来場不要）	令和6年6月中旬以降
第2次選考	面接試験 令和6年6月中旬～（日時等は、別途通知します。）	

(※) 選考の合格・不合格の発表は、受験者全員に文書で通知します。

5 試験種目及び内容

区分	試験種目	内容
第1次選考	申込書類審査	受験申込書類の審査
第2次選考	口述試験	人物についての面接による試験

注) 各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、ひとつでも基準に達しない場合には不合格となります。したがって、総合得点が高くても不合格となる場合があります。

6 申込手続

次のいずれかの方法により、申込書類をそれぞれ提出先まで持参又は郵送してください。

- ◇ ハローワークを通じて申し込む場合
 - ① 履歴書（別添又は市販の履歴書も可）に必要事項を記入し、写真を貼付したもの
 - ② ハローワークから交付される紹介状
 - ◇ 市に直接申し込む場合
 - ① 履歴書（別添又は市販の履歴書も可）に必要事項を記入し、写真を貼付したもの
 - ◇ 提出先 〒964-0957 二本松市太子堂282番地
二本松市 大平住民センター
- ※郵送で申込書類を提出する場合は、封筒の表に「**会計年度任用職員選考受験申込**」と**朱書き**してください。
- ◇ 受付期間 **令和6年6月3日（月）から令和6年6月14日（金）まで**
 - 受付時間は、土日祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までです。
 - 郵送の場合は、**6月14日（金）の消印**のあるものまで受け付けます。
 - 受付期間前及び経過後の申込みは、一切受け付けません。また、インターネットやメールでの受付は行いませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。

7 給与等

(1) 給料（報酬）月額

- この試験に合格し、任用された場合の給料（報酬）月額は、次のとおりです。

任用職種	給料（報酬）月額
一般事務補助	132,240円～

- 上記の給料（報酬）月額は、給与改定により額が変わる場合があります。また、会計年度任用職員の経験年数が考慮される場合があります。
 - 任期中に昇給はしません。
- ### (2) 諸手当
- 通勤手当、超過勤務手当、期末手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。
- ### (3) 勤務条件等
- 勤務時間は、原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります（週4日勤務）。
 - 休憩時間は、原則として、正午から午後1時までです。
 - 任用期間及び勤務日数に応じて年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
- ※会計年度任用職員は、法令等及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、分限及び懲戒等の地方公務員法の規定の適用を受けます。

8 合格者の任用

- 合格者は、任用候補者名簿に登載され、その中から任命権者が任用者を決定します。
- 任用候補者名簿に登載されても、組織及び予算編成の都合上、任用されないこともあります。
- 任用候補者名簿の有効期限は、令和6年度限りです。

この試験に関する問い合わせ先

二本松市 大平住民センター
〒964-0957 二本松市太子堂282番地
0243-22-1265